

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

株式会社デジタルガレージ

代表取締役 林 郁

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年9月26日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成23年9月27日（火曜日）午後1時
- 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール（1階 「ダイヤモンドルーム」）
（今回、開始時刻を上記のとおりに変更致しましたので、ご注意ください。）
- 目的事項
報告事項
 - 第16期（自平成22年7月1日至平成23年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第16期（自平成22年7月1日至平成23年6月30日）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役2名選任の件
 - 第2号議案 役員報酬制度の改定及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入の件
 - 第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

- ~~~~~
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.garage.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自平成22年7月1日
至平成23年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新興国の成長に牽引されて緩やかながら回復を続けてきましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、先行きの不透明感が払拭されない状況となりました。一方で、当社を取り巻くインターネット及びブロードバンド関連の環境につきましては、平成23年3月末時点でブロードバンド契約数が約3,495万となるなど、若干鈍化傾向にあるものの継続的な拡大基調にあります。

このような事業環境の下、当社グループは「Social Media Incubator」を標榜し、広告・プロモーションや決済のソリューションをベースとしながら、米国Twitter社が運営するミニブログ・サービス「Twitter」をはじめとするソーシャルメディア関連事業の育成を成長戦略の中心に据えて、事業を展開してまいりました。

[ハイブリッド・ソリューション事業]

ハイブリッド・ソリューション事業におきましては、ウェブとリアルを融合した企業向けソリューションを提供するディージー・アンド・アイベックスカンパニーにおいて、総合プロモーション及びインターネット広告が震災直後には落ち込んだものの、早期に回復することができたため、期初の計画を上回る結果となりました。決済ソリューションを提供するイーコンテクトカンパニーにおいては、過去最高の決済件数を記録し、また、平成22年11月には㈱カカコムと共同で開発した「価格.com安心支払い」サービスを開始、取扱件数は徐々に拡大しております。

これらの結果、売上高は9,252百万円（対前年比1,725百万円増、同22.9%増）、営業利益は634百万円（対前年比483百万円増、同321.1%増）となりました。

[メディア・インキュベーション事業]

メディア・インキュベーション事業におきましては、連結子会社㈱CGMマーケティングにおける「Twitter」を活用した広告販売が主要な事業となっております。「Twitter」は平成23年6月末の国内における利用者が1,452万UU（ユニークユーザー）となり（ネットレイティングス社調べ）、メディアとして着実に成長してまいりました。収益面では、震災によるクライアントの広告出稿の自粛等の影響を受けましたが、直近では広告販売は回復、成長基調を維持しております。また、モバイル関連事業につきましては、従来型携帯端末向け公式サイト事業を中止し、ソーシャルメディアを活用したスマートフォン向けビジネスに再編を致しました。

これらの結果、売上高は634百万円（対前年比177百万円減、同21.9%減）、営業損失は218百万円（前年は営業損失107百万円）となりました。

[ベンチャー・インキュベーション事業]

ベンチャー・インキュベーション事業におきましては、保有株式を一部売却し、キャピタルゲインを実現致しました。新たな投資の実行につきましては、米国シリコンバレーを中心とした投資家ネットワークを通じて発掘した海外ベンチャー企業への投資を行う一方で、国内では「Open Network Lab」の起業家育成プログラムの参加チームへの投資を通じて、日本発の優良ベンチャー企業育成に注力してまいりました。

これらの結果、売上高は1,180百万円（前年は売上高7百万円）、営業利益は688百万円（前年は営業損失143百万円）となりました。

以上の結果、ハイブリッド・ソリューション事業において企業向けソリューション及び決済ソリューションが好調であったこと並びにベンチャー・インキュベーション事業においてキャピタルゲインを実現したことから、当社グループの連結売上高は11,067百万円（対前年比2,720百万円増、同32.6%増）となり、営業利益は135百万円（前年は営業損失960百万円）となりました。また、持分法による投資利益の計上により経常利益は972百万円（前年は経常損失457百万円）となり、当期純利益は901百万円（前年は当期純損失2,207百万円）となりました。

② 事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

事業の種類別 セグメントの名称	第15期 自平成21年7月1日 至平成22年6月30日		第16期 自平成22年7月1日 至平成23年6月30日		前年比 増減額 (△は減)	前年比 増減率 (△は減)
	売上高	構成比	売上高	構成比		
ハイブリッド・ソリューション事業	7,527	90.2%	9,252	83.6%	1,725	22.9%
メディア・インキュベーション事業	812	9.7%	634	5.7%	△177	△21.9%
ベンチャー・インキュベーション事業	7	0.1%	1,180	10.7%	1,173	—
合 計	8,346	100.0%	11,067	100.0%	2,720	32.6%

③ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は227百万円を行っており、主なものはハイブリッド・ソリューション事業における工具、器具及び備品等の有形固定資産28百万円、及びソフトウェア等の無形固定資産72百万円、メディア・インキュベーション事業におけるソフトウェア等の無形固定資産59百万円となっております。

④ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社の連結子会社である㈱DGストラテジックパートナーズは、平成23年3月1日をもって、同じく当社の連結子会社である㈱DGインキュベーションに吸収合併されました。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 - i. 平成22年12月1日付で、新たに㈱ウィールを設立したことに伴い、同社のすべての株式を取得致しました。
 - ii. 平成23年2月25日付で、当社が全株式を保有する連結子会社㈱DGモバイルの株式のすべてを10百万円にて売却致しました。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (平成20年6月期)	第14期 (平成21年6月期)	第15期 (平成22年6月期)	第16期 (当連結会計年度) (平成23年6月期)
売上高	39,582百万円	34,499百万円	8,346百万円	11,067百万円
経常利益又は損失(△)	△375百万円	537百万円	△457百万円	972百万円
当期純利益又は損失(△)	△2,430百万円	5,450百万円	△2,207百万円	901百万円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	△15,281円86銭	30,873円32銭	△11,959円70銭	4,879円17銭
純資産	9,716百万円	11,989百万円	8,829百万円	9,895百万円
総資産	40,057百万円	30,275百万円	19,706百万円	20,421百万円

※ 当社の連結子会社であった㈱DGコミュニケーションズ及び㈱カカクコム等が連結の範囲から除外されたため、第14期より総資産が、第15期より売上高等が減少しております。なお、㈱カカクコムにつきましては、持分法適用関連会社となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
親会社はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

区分	会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
子会社	㈱CGMマーケティング	350百万円	74.00	「Twitter」及びUGM(消費者作成メディア)を活用した広告商品開発、「ツイナビ」運営、「Twitter」企業活用支援事業
	㈱ウィール	50百万円	100.00	スマートフォン向けコンテンツの企画・配信
	㈱DGインキュベーション	100百万円	100.00	ベンチャー企業等への投資・育成等インキュベーション事業
関連会社	㈱カカクコム	785百万円	20.14	価格比較サイト「価格.com」の運営等
	デジタルハリウッド㈱	62百万円	30.00	コンテンツ・IT産業を中心とする教育事業等
	㈱NEXD G	100百万円	34.00	EコマースのWebショップ構築から集客支援、決済、在庫管理、配送手配といった一連のフルフィルメント業務を一元管理できるシステムを提供する事業

(4) 対処すべき課題

当社設立以来のインターネット業界における幅広い業務経験、コンサルティング能力、インターネットシステム開発技術力等を生かして、新たなビジネスを構築し社会の需要に応えた情報化社会のインフラを拡充していくことが、当社グループの経営戦略の基本であります。インターネットが一般化し、通信やコミュニケーションあるいはコマース等の手段として日常的になる中で、ますますインターネットビジネスの本質を知る当社グループのニーズが高まってくるものと認識しております。当社グループでは、グループ体制の強化を軸として、対処すべき課題として以下のことに取り組んでおります。

① グループ企業の有機的な連携

ブロードバンド人口の増加や、モバイルの機能性向上等により、インターネットの提供できる付加価値が拡大してきております。また、顧客の幅広いニーズへの対応が求められており、グループ各社の有機的な連携が重要になってきております。このため当社グループは、グループとしての営業体制及び開発体制の連携、また管理体制の確立に向け努力しております。

② グループの人材の確保及び活用

新規事業への進出、既存ビジネスの拡大、あるいは合併企業の設定等、積極的な事業展開を推し進めるにあたり、人材の安定的な確保は最大の課題であります。技術者のみならず、経営の中核となる取締役、財務担当者、事業の推進者等の優秀な人材の確保は積極的な事業展開を進めるうえで不可欠であると考えております。このため当社グループは、人材を確保し、適材配置ができるようグループとしての人材活用体制の整備に努めております。

③ 事業管理体制

当社グループの運営するビジネスは、その業務の性質上、技術開発体制のみならず事業管理体制がきわめて重要であり、今後、充実させていくことが求められております。さらに、市場環境が激変する中、精緻なコストの分析も必要になってくると考えております。このため当社グループは、事業投資のリスクとリターンのルールの設定及び運営体制の確立を行っております。

(5) 主要な事業内容（平成23年6月30日現在）

当社グループは「ハイブリッド・ソリューション事業」、「メディア・インキュベーション事業」及び「ベンチャー・インキュベーション事業」を行っております。主なセグメントの内容は以下のとおりになります。

セグメント	内 容
ハイブリッド・ソリューション事業	プロモーションを中心とした企画構築から制作・製造管理・運営代行業務等の企業マーケティング活動支援サービス、グループメディアの指定代理店ビジネス、インターネット及びEコマース等のシステム設計・開発・運用、ソフトウェアの販売、各種クリエイティブ制作等、並びにコンビニエンスストアを中心としたEコマース等の決済・物流業務、ECサイト向け総合フルフィルメントサービスの提供
メディア・インキュベーション事業	ミニブログ・サービス「Twitter」の日本国内における運営支援、「Twitter」を活用した広告販売及び商品開発・提供、CGMを活用した広告商品開発・マーケティング、スマートフォンに特化したソーシャルサービスベースのコンテンツ配信、並びにインターネットにおける価格比較サイト「価格.com」等の企画及び運営、コンテンツ・IT産業を中心とする教育事業
ベンチャー・インキュベーション事業	ベンチャー企業への投資・育成を中心とした事業戦略支援型ベンチャー・インキュベーション事業

(6) 主要な事業所（平成23年6月30日現在）

当社本社 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

(7) 使用人の状況（平成23年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ハイブリッド・ソリューション事業	177名	10名減
メディア・インキュベーション事業	24名	11名減
ベンチャー・インキュベーション事業	1名	—
全 社	65名	19名増
合 計	267名	2名減

※ 上記使用人数には臨時使用人3名（嘱託、パートタイマー）を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	174名	2名増	36.9歳	4年 4ヶ月
女	74名	7名増	32.9歳	3年 10ヶ月
合計又は平均	248名	9名増	35.7歳	4年 2ヶ月

(8) 主要な借入先の状況（平成23年6月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高
(株) み ず ほ 銀 行	874百万円
(株) り そ な 銀 行	700百万円
中 央 三 井 信 託 銀 行 (株)	500百万円
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	500百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	194百万円
(株) 百 十 四 銀 行	101百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項（平成23年6月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 186,224株（自己株式1,284株を含む） |
| (3) 株主数 | 7,680名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
林 郁	42,359	22.90
T I S(株)	9,898	5.35
ジェーピーモルガンチェース オープンハイマー ジャスデック レンディング アカウント	8,000	4.33
大阪証券金融(株)	6,907	3.73
カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	6,872	3.72
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシ ー リ フィデリティ ファンズ	6,604	3.57
バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテ ッド 1 3 1 7 0 5	5,508	2.98
六彌太 恭行	5,481	2.96
ビービーエイチ ブイアイビー コントラファンド イ ンフォ テク サブ	3,663	1.98
(株)ジャストプランニング	3,276	1.77

※ 持株比率は自己株式（1,284株）を控除して計算しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成23年6月30日現在）

旧商法に基づく新株予約権

発行決議日		平成16年9月28日	平成17年9月22日
新株予約権の総数		458個	599個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 916株 (新株予約権1個につき2株)	普通株式 1,198株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額		払込は要しない	同左
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 369,758円 (1株当たり184,879円)	新株予約権1個当たり 594,190円 (1株当たり297,095円)
新株予約権の行使期間		平成18年10月1日から 平成26年9月30日まで	平成19年10月1日から 平成27年9月22日まで
行使の条件		※	※
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:155個 目的となる株式数:310株 保有者数:2人	新株予約権の数:320個 目的となる株式数:640株 保有者数:2人
	社外取締役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人
	監査役	新株予約権の数:6個 目的となる株式数:12株 保有者数:2人	新株予約権の数:4個 目的となる株式数:8株 保有者数:2人

※ 権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社及び当社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成23年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	林 郁	当社CEO兼グループCEO ㈱DGインキュベーション代表取締役会長 ㈱CGMマーケティング代表取締役社長 ㈱ウィール代表取締役会長 ㈱カカコム取締役会長 ㈹ケイ・ガレージ代表取締役
取 締 役	六 彌 太 恭 行	当社COO イーコンテキストカンパニー カンパニープレジデント ㈱DGインキュベーション代表取締役社長 ㈹デュード代表取締役
取 締 役	岩 井 直 彦	当社ディジー・アンド・アイベックスカンパニー カンパニープレジデント
取 締 役	曾 田 誠	当社コーポレートストラテジー本部長兼コーポレートコミュニケーション部長
取 締 役	安 田 幹 広	当社グループCTO 技術本部長兼Social Media準備室長
取 締 役	踊 契 三	当社モバイル事業統括 ㈱ウィール代表取締役社長
取 締 役	伊 藤 穰 一	㈱ネオテニー代表取締役 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱取締役
取 締 役	藤 原 謙 次	㈱カカコム取締役
取 締 役	増 田 宗 昭	カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱代表取締役社長兼CEO ㈱カカコム取締役
取 締 役	岡 本 晋	ITホールディングス㈱代表取締役社長
常 勤 監 査 役	牛 久 等	㈱CGMマーケティング監査役 ㈱DGインキュベーション監査役 ㈱ウィール監査役 ㈱NEXTDG監査役
監 査 役	大 野 実	社会保険労務士 社会保険労務士法人大野事務所代表社員
監 査 役	安 田 幸 一	公認会計士・税理士 安田公認会計士事務所代表 みかさ監査法人代表社員 税理士法人みかさ代表社員
監 査 役	坂 井 眞	弁護士 Oakキャピタル㈱監査役

※1 取締役藤原謙次氏、増田宗昭氏及び岡本晋氏は、社外取締役であります。

※2 監査役大野実氏、安田幸一氏及び坂井眞氏は、社外監査役であります。

※3 監査役安田幸一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

※4 当社は、監査役安田幸一氏及び監査役坂井眞氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

※5 当事業年度中における役員の異動

- ・平成22年9月29日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、櫻井光太氏は任期満了により取締役を退任致しました。また、同株主総会終結の時をもって、牛久等氏は取締役を辞任致しました。
- ・平成22年9月29日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、村松康充氏、喜田村洋一氏は任期満了により監査役を退任致しました。
- ・平成22年9月29日開催の第15回定時株主総会において、新たに安田幹広氏、踊契三氏、岡本晋氏が取締役に選任され就任致しました。また、同株主総会において、新たに牛久等氏、坂井眞氏が監査役に選任され就任致しました。

※6 決算期後の役員の異動

- ・取締役六彌太恭行氏は、平成23年7月1日付で取締役COO イーコンテクトカンパニー カンパニープレジデントから取締役COOに変更となっております。
- ・取締役安田幹広氏は、平成23年7月1日付で取締役グループCTO 技術本部長兼Social Media準備室長から取締役Media Incubation本部長兼技術本部長に変更となっております。
- ・取締役曾田誠氏は、平成23年7月1日付で取締役コーポレートストラテジー本部長兼コーポレートコミュニケーション部長から取締役コーポレートストラテジー本部長に変更となっております。
- ・取締役踊契三氏は、平成23年7月1日付で取締役モバイル事業統括から取締役モバイル事業統括兼Media Incubation本部Contents Business部長に変更となっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	10名	167百万円	※1 ※2 ※4 ※5
監 査 役	6名	22百万円	※1 ※3 ※4
合 計	16名	189百万円	

※1 株主総会決議による報酬等限度額（会社法第361条第1項第1号、同第387条第1項の報酬）は、取締役は年額500百万円以内（うち社外取締役は50百万円以内）、監査役は年額100百万円以内（うち社外監査役20百万円以内）であります。

※2 上記のうち社外取締役1名に支払った報酬等の総額は9百万円であります。

※3 上記のうち社外監査役4名に支払った報酬等の総額は4百万円であります。

※4 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役の員数には、平成22年9月29日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任又は辞任した取締役2名が含まれておりますが、無報酬の取締役2名（社外取締役）が存在するため、当事業年度末現在の取締役の員数と一致しております。また、上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成22年9月29日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名が含まれているためであります。

※5 上記支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役6名及び当社子会社の顧問を兼務している取締役1名に対し、各子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額73百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役藤原謙次氏は、㈱カカクコム取締役を兼任しております。なお、同社は当社の持分法適用関連会社であり、当社と同社との間には営業取引関係があります。

取締役増田宗昭氏は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱の代表取締役社長兼CEO及び㈱カカクコム取締役を兼任しております。なお、当社と両社との間には営業取引関係があります。また、カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱は当社の大株主であります。

取締役岡本晋氏は、ITホールディングス㈱の代表取締役社長を兼任しております。なお、当社と同社の連結子会社であるT I S㈱との間には営業取引関係があります。また、T I S㈱は当社の大株主であります。

監査役大野実氏は、社会保険労務士法人大野事務所代表社員であります。なお、当社と同事務所との間には顧問契約を締結しております。

監査役安田幸一氏は、安田公認会計士事務所代表、みかさ監査法人代表社員及び税理士法人みかさ代表社員を兼任しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役坂井眞氏は、O a k キャピタル㈱の監査役を兼任しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 藤 原 謙 次	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から発言を行っております。
取締役 増 田 宗 昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち11回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から発言を行っております。
取締役 岡 本 晋	就任以後開催された取締役会13回のうち11回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から発言を行っております。
監査役 大 野 実	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、監査役会16回のうち14回に出席致しました。必要に応じ、社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 安 田 幸 一	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、監査役会16回のうち14回に出席致しました。必要に応じ、公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 坂 井 眞	就任以後開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席致しました。必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年9月26日開催の当社第11回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

i. 社外取締役の責任限定契約

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

ii. 社外監査役の責任限定契約

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

53百万円

② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

1百万円

③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

※ 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 子会社の監査人

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、具体的な「行動指針」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、事業持ち株会社として、その徹底を図るために、コーポレートストラテジー本部長がコンプライアンスの取組みを各事業部門及びグループ各社横断的に統括することとし、コーポレートストラテジー本部の担当者は、各事業部門及びグループ各社と連携し役職員の教育・啓発を行います。

当社取締役会は、各セグメント別に各事業部門及び事業会社を統括し、コーポレートストラテジー本部は、各セグメント別に各事業部門及びグループ各社のコンプライアンスの状況を監査又は把握します。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、従業員が直接報告を行う手段とその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するものとします。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、取締役、監査役等が必要に応じて、これらの文書等を閲覧できる状態を維持するものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ役職員のコンプライアンス、情報セキュリティ及び災害等に係るリスクに対応するために、コーポレートストラテジー本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレートストラテジー本部が、マニュアルの作成・配布等を行い、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視及びその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会は、グループの役職員が共有する目標を定め、各セグメントの担当取締役は、その目標の達成のために各事業部門の責任者及びセグメント各社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各事業部門及びグループ各社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各セグメントの担当取締役を通じて各事業部門の責任者及びセグメント各社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、各事業部門及びグループ各社を事業セグメントにより分類し、各セグメントを統括する取締役を任命しております。セグメント担当の取締役は、取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各事業部門及び各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、コーポレートストラテジー本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとします。なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受けるものとします。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、コーポレートストラテジー本部の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとします。なお、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役又は従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、できるだけすみやかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定致します。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と取締役は、定期的な意見交換会を設定するものとします。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社及び当社企業グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備、推進致します。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、当社株式の大量買付行為を行う大量買付者による当社株式の買付要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、昨今、我が国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株券等の大量の買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま、行われる事例が少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる企業理念を理解し、様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の共同の利益を確保するものでなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主にとって不利益を生じさせる大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

① 当社の経営の基本方針

当社グループでは、「コンテキスト（文脈）」の提供で社会貢献することをミッション（使命）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテキストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的としてまいりました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

② 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、当社グループを、連邦制的な形態で経営することを、その経営理念として掲げ、平成17年7月より、「異なる企業体が独立して動くと同時に、全体としても協調・共振する企業グループの形成」を長期的な当社グループの全体戦略としております。この戦略に基づき当社は、各事業会社の経営責任と権限を明確化するとともに、グループ視点での目標を設定することにより、企業価値向上に努めております。

- ③ 不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な支配の防止のため、平成20年9月26日開催の当社第13回定時株主総会で当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、「本方針」といいます。）の継続を決議しております。

本方針では、当社株券等の大量買付を行おうとする者は、(i)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始する、という大量買付のルールを提示しております。

したがって、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合は、対抗措置の発動を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、当該対抗措置の仕組み上、株主（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<http://www.garage.co.jp/ir/>) に掲載しております。

- (3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

買収防衛策の導入・継続に関しましては、株主総会の決議によって買収防衛策の導入・継続を行うことができる旨の定款変更を行った上で、買収防衛策の導入・継続自体についても株主総会による承認を得ることと致しております。また、現在導入している買収防衛策の有効期限に関しましても、当社の第16回定時株主総会までとすることにより、当該買収防衛策を再度検討する機会を設けております。このように、買収防衛策の導入・継続及び導入期間に関して、株主の意向を十分に反映するものと致しております。さらに、当社取締役会が買収防衛策を廃止する旨の決議を行った場合には、有効期限の満了前であっても、その時点で当該買収防衛策は廃止されるものとされております。

また、対抗措置の発動に関しましても、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による支配権の取得が当社の企業価値を毀損し、株主の共同の利益を損なう可能性があるか否か客観的な基準に従って検討することとしております。したがって、当社取締役会は、当該買収防衛策は、当社の基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また、当社株主の共同の利益を損なうものではないものと判断致しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,345,384	流 動 負 債	9,933,415
現金及び預金	4,784,822	支払手形及び買掛金	540,603
金銭の信託	2,501,270	短期借入金	2,200,000
受取手形及び売掛金	1,466,303	1年内返済予定の長期借入金	319,054
営業投資有価証券	912,055	未払法人税等	46,371
投資損失引当金	△9,200	賞与引当金	80,213
仕掛品	69,547	預り金	6,168,961
原材料及び貯蔵品	813	繰延税金負債	13,511
未収入金	4,351,131	その他	564,700
その他	280,345	固 定 負 債	592,338
貸倒引当金	△11,704	長期借入金	351,316
固 定 資 産	6,075,875	繰延税金負債	30,991
有形固定資産	377,434	退職給付引当金	57,322
建物及び構築物	219,233	その他	152,708
機械装置及び運搬具	7,046	負 債 合 計	10,525,753
工具、器具及び備品	91,123	純 資 産 の 部	
リース資産	60,030	株 主 資 本	9,759,174
無形固定資産	2,102,677	資本金	1,872,120
ソフトウェア	316,695	資本剰余金	5,558,171
のれん	1,768,577	利益剰余金	2,398,722
その他	17,404	自己株式	△69,840
投資その他の資産	3,595,763	その他の包括利益累計額	64,866
投資有価証券	3,305,577	その他有価証券評価差額金	64,866
長期貸付金	695,484	少 数 株 主 持 分	71,464
その他	328,436	純 資 産 合 計	9,895,505
貸倒引当金	△733,736	負 債 純 資 産 合 計	20,421,259
資 産 合 計	20,421,259		

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 自平成22年7月1日
至平成23年6月30日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	11,067,388
売 上 原 価	8,282,406
売 上 総 利 益	2,784,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,649,506
営 業 利 益	135,475
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	17,647
受 取 配 当 金	11,116
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	866,346
そ の 他	30,474
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	43,560
支 払 手 数 料	6,167
為 替 差 損	30,274
そ の 他	8,386
経 常 利 益	972,669
特 別 利 益	
持 分 変 動 利 益	46,167
固 定 資 産 売 却 益	11,715
そ の 他	206
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	9,398
投 資 有 価 証 券 売 却 損	19,888
減 損 損 失	22,157
関 係 会 社 株 式 売 却 損	15,443
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	5,055
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	958,816
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	47,856
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	910,959
少 数 株 主 利 益	9,896
当 期 純 利 益	901,063

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自平成22年7月1日
至平成23年6月30日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年6月30日 残高	1,835,604	5,521,655	1,497,658	△69,840	8,785,078
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	36,516	36,516			73,032
当期純利益			901,063		901,063
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	36,516	36,516	901,063	-	974,096
平成23年6月30日 残高	1,872,120	5,558,171	2,398,722	△69,840	9,759,174

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年6月30日 残高	△17,072	△17,072	61,567	8,829,573
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				73,032
当期純利益				901,063
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	81,939	81,939	9,896	91,835
連結会計年度中の変動額合計	81,939	81,939	9,896	1,065,931
平成23年6月30日 残高	64,866	64,866	71,464	9,895,505

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

(株)DGモバイル

(株)CGMマーケティング

(株)DGインキュベーション

(株)DGストラテジックパートナーズ

(株)ウィール

(株)DGモバイルは、平成23年2月に所有する全株式を譲渡したため、当連結会計年度におきましては、平成22年7月1日から平成23年2月28日までの数値につきまして連結の範囲に含めております。

(株)DGストラテジックパートナーズは、平成23年3月をもって、(株)DGインキュベーションと合併したため、当連結会計年度におきましては、平成22年7月1日から平成23年2月28日までの数値につきまして連結の範囲に含めております。

なお、(株)DGストラテジックパートナーズは、平成22年9月30日付で、(株)テクノラティージャパン(旧社名)から名称変更しております。

(株)ウィールにつきましては、平成22年12月1日設立のため、当連結会計年度におきましては、同社の平成22年12月1日から平成23年6月30日までの数値につきまして連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数及び名称

持分法適用関連会社の数

3社

持分法適用関連会社の名称

(株)カカコム

デジタルハリウッド(株)

(株)NEXTDG

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（最長5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（簡便法により自己都合期末要支給額の100%）を計上しております。

(5) のれんの償却に関する事項

その支出の効果の及ぶ期間（5年～20年）にわたって、定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度より、「会社計算規則の一部を改正する省令」(平成22年9月30日 平成22年法務省令第33号)を適用し、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)に基づき、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は、「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書)

- (1) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。
- (2) 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「為替差損」(前連結会計年度848千円)については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より区分掲記することとしております。
- (3) 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」(前連結会計年度2,084千円)については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 270,987千円
2. 担保に供している資産(帳簿価額)
 - 定期預金 40,000千円
 - 投資有価証券 777,534千円
- 担保されている債務
 - 短期借入金 2,200,000千円
 - 1年内返済予定の長期借入金 319,054千円
 - 長期借入金 351,316千円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	185,886	338	—	186,224
合計	185,886	338	—	186,224

2. 配当に関する事項

配当金支払額

当該事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権等（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

(1) 平成16年9月28日開催の定時株主総会の決議によるストック・オプション	1,016株
(2) 平成17年9月22日開催の定時株主総会の決議によるストック・オプション	1,198株

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに与信管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形及び買掛金、預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	4,784,822	4,784,822	—
(2) 金銭の信託	2,501,270	2,501,270	—
(3) 受取手形及び売掛金	1,466,303	1,466,303	—
(4) 未収入金	4,351,131	4,351,131	—
(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	636,001	636,001	—
関係会社株式	2,653,620	32,973,400	30,319,779
(6) 支払手形及び買掛金	(540,603)	(540,603)	—
(7) 短期借入金	(2,200,000)	(2,200,000)	—
(8) 預り金	(6,125,028)	(6,125,028)	—
(9) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(670,370)	(670,083)	(△286)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 金銭の信託、(3) 受取手形及び売掛金、並びに(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、預り金につきましては、決済事業に係る金額のみを表示しております。

(9) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注)2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額928,011千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券 その他有価証券及び関係会社株式」には含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	53,120円15銭
2. 1株当たり当期純利益	4,879円17銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	901,063千円
普通株式に係る当期純利益	901,063千円
普通株式の期中平均株式数	184,675.68株

VI 重要な後発事象に関する注記

(新株式発行について)

当社は、平成23年6月30日開催の取締役会において、新株式発行を決議し、平成23年7月19日及び平成23年8月9日に払込が完了致しました。

(1) 公募による新株式発行（一般募集）

① 発行する株式の種類及び数	普通株式 28,000株
② 発行価格	1株につき268,800円
③ 発行価格の総額	7,526,400千円
④ 払込金額	1株につき252,000円
⑤ 払込金額の総額	7,056,000千円
⑥ 資本組入額	1株につき126,000円
⑦ 資本組入額の総額	3,528,000千円
⑧ 払込期日	平成23年7月19日
⑨ 資金使途	

国内外のインターネット関連企業への投資及びエンジェル投資家が運営するエンジェルファンドへの出資に対する投資、ソーシャルメディアを活用した新たなサービスシステムの開発資金及び設備投資資金、決済事業の運転資金、借入金の返済

(2) 第三者割当による新株式発行

① 発行する株式の種類及び数	普通株式 4,000株
② 払込金額	1株につき252,000円
③ 払込金額の総額	1,008,000千円
④ 資本組入額	1株につき126,000円
⑤ 資本組入額の総額	504,000千円
⑥ 払込期日	平成23年8月9日
⑦ 資金使途	上記(1) ⑨参照

貸借対照表

(平成23年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,700,819	流 動 負 債	9,784,984
現金及び預金	3,590,458	支払手形	17,811
金銭の信託	2,501,270	買掛金	455,126
受取手形	200,263	短期借入金	2,200,000
売掛金	1,150,926	1年内返済予定の長期借入金	319,054
仕掛品	65,831	リース債務	19,217
原材料及び貯蔵品	813	未払金	442,878
前払費用	139,142	未払費用	184
前払短期貸付金	81,650	前受金	33,740
短期貸入金	569,000	預り金	6,168,263
未収入金	4,358,804	賞与引当金	79,594
その他の他金	50,384	その他の他	49,114
貸倒引当金	△7,726	固 定 負 債	592,325
固 定 資 産	5,541,545	長期借入金	351,316
有 形 固 定 資 産	376,249	リース債務	49,248
建物	217,068	繰延税金負債	30,991
構築物	2,165	退職給付引当金	57,322
車両運搬具	7,046	その他の他	103,447
工具、器具及び備品	89,938	負 債 合 計	10,377,310
リース資産	60,030	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,016,543	株 主 資 本	7,819,881
のれん	1,741,957	資本金	1,872,120
商標	5,526	資本剰余金	5,558,171
ソフトウェア	259,005	資本準備金	1,964,867
リース資産	2,861	その他資本剰余金	3,593,304
その他の他	7,192	利 益 剰 余 金	459,429
投 資 そ の 他 の 資 産	3,148,752	その他利益剰余金	459,429
投資有価証券	541,963	繰越利益剰余金	459,429
関係会社株	2,317,707	自 己 株 式	△69,840
出資	160	評価・換算差額等	45,172
長期貸付金	575,889	その他有価証券評価差額金	45,172
破産更生債権等	10,521	純 資 産 合 計	7,865,054
長期前払費用	40,453	負 債 純 資 産 合 計	18,242,364
敷金及び保証金	228,284		
その他の他	37,874		
貸倒引当金	△604,101		
資 産 合 計	18,242,364		

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自平成22年7月1日
至平成23年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,263,574
売上原価	7,566,076
売上総利益	1,697,497
販売費及び一般管理費	2,126,942
営業損失	429,444
営業外収益	
受取利息	26,136
受取配当金	232,880
その他	62,128
営業外費用	
支払利息	43,551
支払手数料	6,167
その他	7,616
経常損失	165,636
特別利益	
固定資産売却益	11,715
その他	40
特別損失	
固定資産除却損	4,335
関係会社株式売却損	127,587
投資有価証券売却損	2,326
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,055
税引前当期純損失	293,186
法人税、住民税及び事業税	2,290
当期純損失	295,476

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自平成22年7月1日
至平成23年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成22年6月30日 残高	1,835,604	1,928,351	3,593,304	5,521,655	754,905	754,905	△69,840	8,042,325
事業年度中の変動額								
新株の発行	36,516	36,516		36,516				73,032
当期純損失					△295,476	△295,476		△295,476
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	36,516	36,516	—	36,516	△295,476	△295,476	—	△222,443
平成23年6月30日 残高	1,872,120	1,964,867	3,593,304	5,558,171	459,429	459,429	△69,840	7,819,881

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成22年6月30日 残高	8,717	8,717	8,051,042
事業年度中の変動額			
新株の発行			73,032
当期純損失			△295,476
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	36,455	36,455	36,455
事業年度中の変動額合計	36,455	36,455	△185,988
平成23年6月30日 残高	45,172	45,172	7,865,054

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～50年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

① ソフトウェア

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（最長5年）に基づく定額法によっております。

② のれん

その支出の効果の及ぶ期間（5～20年）にわたって、定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（簡便法により自己都合期末要支給額の100%）を計上しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

7. 会計処理方法の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

II 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 267,139千円 |
| 2. 担保に供している資産（帳簿価額） | |
| 定期預金 | 40,000千円 |
| 関係会社株式 | 259,445千円 |
| 担保されている債務 | |
| 短期借入金 | 2,200,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 319,054千円 |
| 長期借入金 | 351,316千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権 | 580,895千円 |
| 関係会社に対する金銭債務 | 23,997千円 |
| 4. 投資損失引当金 | |
| 関係会社株式から53,805千円の投資損失引当金を直接控除しております。 | |

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	52,511千円
仕	入	高	69,393千円
営業取引以外の取引高			263,697千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1,284	—	—	1,284
合計	1,284	—	—	1,284

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	246,282千円
退職給付引当金	23,324千円
賞与引当金	32,386千円
未払事業税	3,770千円
未払金	59,487千円
関係会社株式評価損否認	150,097千円
投資有価証券評価損否認	237,258千円
繰越欠損金	697,705千円
その他	173,132千円
繰延税金資産小計	1,623,444千円
評価性引当額	△1,623,444千円
繰延税金資産合計	— 千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△30,991千円
繰延税金負債合計	△30,991千円
繰延税金資産（負債）の純額	△30,991千円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計
取得価額相当額	23,682千円	10,498千円	34,180千円
減価償却累計額相当額	15,163千円	9,748千円	24,911千円
期末残高相当額	8,518千円	749千円	9,268千円

- 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	6,345千円
1年超	3,213千円
合計	9,559千円

- 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	10,710千円
減価償却費相当額	10,272千円
支払利息相当額	371千円

- 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VII 関連当事者との取引に関する注記

- 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	伊藤 穰一	(被所有) 直接0.26%	当社取締役	ストックオプションの行使	24,211	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成16年9月28日開催の定時株主総会決議に基づく平成17年8月17日開催の取締役会決議及び平成17年9月22日開催の定時株主総会決議に基づく平成18年1月23日開催の取締役会決議により付与されたストックオプションによる、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱DGインキュベーション (注)1	所有直接 100.0%	管理業務の受託・資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注)2	180,000	短期貸付金	469,000
				利息の受取 (注)2	4,330	—	—
子会社	㈱DGストラテジックパートナーズ (注)3	所有直接 100.0%	管理業務の受託・資金の貸付 役員の兼任	増資の引受 (注)4	600,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社の子会社である㈱DGインキュベーションは、平成23年3月1日付で㈱DGインキュベーションを存続会社とし、㈱DGストラテジックパートナーズを消滅会社とする吸収合併を行いました。
取引金額については、平成22年7月1日より平成23年2月28日までは合併前の㈱DGインキュベーションの取引金額を、平成23年3月1日より平成23年6月30日までは合併後の㈱DGインキュベーションとの取引金額を記載しております。また、期末残高については、合併後の㈱DGインキュベーションに対する期末残高を記載しております。
2. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案し条件を決定しております。
3. 当社の子会社である㈱DGストラテジックパートナーズは、平成23年3月1日付で㈱DGインキュベーションに吸収合併されております。上記取引金額は、平成22年7月1日より平成23年2月28日までの期間の金額を記載しております。
4. 増資の引受につきましては、㈱DGストラテジックパートナーズが行った増資を全額引き受けたものであります。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 42,527円60銭
2. 1株当たり当期純損失 1,599円97銭

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	295,476千円
普通株式に係る当期純損失	295,476千円
普通株式の期中平均株式数	184,675.68株

IX 重要な後発事象に関する注記

(新株式発行について)

当社は、平成23年6月30日開催の取締役会において、新株式発行を決議し、平成23年7月19日及び平成23年8月9日に払込が完了致しました。

(1) 公募による新株式発行（一般募集）

① 発行する株式の種類及び数	普通株式 28,000株
② 発行価格	1株につき268,800円
③ 発行価格の総額	7,526,400千円
④ 払込金額	1株につき252,000円
⑤ 払込金額の総額	7,056,000千円
⑥ 資本組入額	1株につき126,000円
⑦ 資本組入額の総額	3,528,000千円
⑧ 払込期日	平成23年7月19日
⑨ 資金使途	

国内外のインターネット関連企業への投資及びエンジェル投資家が運営するエンジェルファンドへの出資に対する投資、ソーシャルメディアを活用した新たなサービスシステムの開発資金及び設備投資資金、決済事業の運転資金、借入金の返済

(2) 第三者割当による新株式発行

① 発行する株式の種類及び数	普通株式 4,000株
② 払込金額	1株につき252,000円
③ 払込金額の総額	1,008,000千円
④ 資本組入額	1株につき126,000円
⑤ 資本組入額の総額	504,000千円
⑥ 払込期日	平成23年8月9日
⑦ 資金使途	上記(1) ⑨参照

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年8月19日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 那須 伸裕 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 英治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成23年6月30日開催の取締役会において新株式発行を決議し、公募による新株式発行については平成23年7月19日に、第三者割当による新株式発行については平成23年8月9日に、それぞれ払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年8月19日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 那須 伸裕 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 英治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成23年6月30日開催の取締役会において新株式発行を決議し、公募による新株式発行については平成23年7月19日に、第三者割当による新株式発行については平成23年8月9日に、それぞれ払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に
関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されて
いる会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、
当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年8月25日

株式会社デジタルガレージ 監査役会

常勤監査役 牛久 等 ㊟

監査役 大野 実 ㊟

監査役 安田 幸一 ㊟

監査役 坂井 眞 ㊟

(注) 監査役大野実、安田幸一及び坂井眞の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 岩井直彦、曾田誠、増田宗昭の3氏は任期満了となります。つきましては、機動的かつ効率的な経営体制とするため、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	い わ 井 な お ひ こ 岩 井 直 彦 (昭和30年3月31日生)	昭和52年4月 ㈱電通入社 平成19年10月 当社入社 平成19年10月 ㈱DGソリューションズ取締役 平成19年10月 ㈱DGメディアマーケティング取締役 平成19年10月 ㈱創芸(現 ㈱DGコミュニケーションズ) 取締役 平成20年9月 ㈱CGMマーケティング取締役(現任) 平成20年12月 当社上級執行役員 平成21年9月 当社取締役 平成22年7月 当社取締役 ディージェー・アンド・アイバック スキャンパニー カンパニープレジデント(現任) 平成22年9月 ㈱DGストラテジックパートナーズ取締役 平成23年3月 ㈱DGインキュベーション取締役(現任)	19株
2	そ だ まこと 曾 田 誠 (昭和38年6月30日生)	昭和61年4月 ユニバーサル証券㈱(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)入社 平成6年6月 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社 平成9年6月 ㈱大和総研入社 平成12年4月 マネックス証券㈱入社 平成19年3月 当社入社 当社業務執行役員 経営管理本部 平成20年10月 当社上級執行役員 グループCEO室 平成21年6月 ㈱DGインキュベーション取締役(現任) 平成21年9月 当社取締役 平成23年7月 当社取締役 コーポレートストラテジー本部長(現任)	10株

※ 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 役員報酬制度の改定及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入の件
当社は、経営環境が厳しさを増す中、創造的経営を積極的に推進し、より中長期的な視点で業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、取締役の報酬体系の見直しを行い、中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入するものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まないものとしたしたいと存じます。

第1号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

1. 年額報酬

取締役の報酬額は、平成21年9月29日開催の当社第14回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）としてご承認をいただき現在にいたっておりますが、中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を含め、取締役の報酬額は、年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）といたしたいと存じます。

2. 中長期インセンティブ報酬

取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額報酬の範囲内にて株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬として新株予約権を割り当てる理由及びその新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役（社外取締役を除く。）の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

(2) 新株予約権の内容

a. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の個数は200個を上限と致します。

b. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は1株と致します。

ただし、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後に、株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることと致します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が割当日後に、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものと致します。

c. 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された公正価額を基準として、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める額を新株予約権1個当たりの払込金額と致します。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、払込金額の払込債務と当該報酬債権を相殺するものと致します。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額と致します。

e. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内と致します。

f. 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものと致します。

g. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものと致します。

h. その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものと致します。

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年9月26日開催の当社第13回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件に関する議案をご承認いただいたことにより、特定株式保有者等（注1）が議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する方針（以下「旧方針」といいます。）を継続し、現在に至っております（その後、平成21年9月29日付け「株券電子化に伴う『当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）』の一部修正に関するお知らせ」にてお知らせ致しましたとおり、いわゆる株券電子化に伴って一部修正を行っております。）。

旧方針の有効期限は、本定時株主総会の終結時までとなっております。

当社は、かねてより旧方針について更なる検討を進めてまいりましたが、平成23年8月26日開催の当社取締役会において、旧方針の内容を一部変更の上（以下、変更後の方針を「本方針」といいます。）、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを効力発生条件として、本方針を継続することを決定致しました。本方針の旧方針からの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ・大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合、本方針に従った対抗措置の発動の決議に際し、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認する機会があることを追加
- ・対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の一部の買付けの場合の評価期間を60日間から90日間に変更
- ・対抗措置発動の決議が行われた場合であってもその発動を中止又は撤回する可能性があること及びそれによる株主・投資家の皆様に与える影響を明記

本定時株主総会において、本方針の継続についてご承認いただいた場合の本方針の有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までと致します。

なお、平成23年8月26日開催の当社取締役会において、社外監査役を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本方針の運用が適切に行われることを条件に、本方針を継続することに賛同する旨の意見を述べております。

本方針の内容は下記のとおりです。

記

1. 当社グループの企業価値向上への取組み

当社は、「異なるフィールドにある事象をインターネットビジネスに結びつけ、コンテクスト（文脈）を形作ることで、新しいビジネスを創造することを通じ、社会の発展に貢献する」ということを企業理念として掲げております。

また、これらのビジネスを通して株主、従業員、債権者、取引先、顧客、地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の皆様のご利益を確保することが、当社の重要な役割であると考えております。

このような理念のもと、当社グループは、ハイブリッド・ソリューション事業、メディア・インキュベーション事業、ベンチャー・インキュベーション事業を営んでおります。ハイブリッド・ソリューション事業では、Webとリアル領域で広告プロモーションを行うディージャー・アンド・アイベックスカンパニーと拡大するEコマース市場において、決済・物流のプラットフォームを提供するイーコンテキストカンパニーの両事業カンパニーが連動し、広告プロモーションから決済・物流までシームレスな統合サービスを提供しております。また、メディア・インキュベーション事業では、連結子会社(株)CGMマーケティングが「Twitter」をはじめとするCGM（消費者作成メディア）を活用した広告商品の開発や「Twitter」の公式ナビゲーションサイトである「ツイナビ」を運営しており、また、急拡大するスマートフォン市場に合わせ、当社の出資により、コンテンツの企画・配信を行う連結子会社(株)ウィールを平成22年12月に設立しております。さらに、持分法適用関連会社の(株)カクコムでは、価格比較サイトである「価格.com」を代表として、順調に利用者が増加するレストラン口コミサイト「食べログ」などを運営しております。ベンチャー・インキュベーション事業では、インターネット関連企業への投資・育成事業をグローバルに行っております。

一方で、当社グループの中長期的な企業価値向上のため、平成23年7月19日に公募増資による資金調達を実施しております。当該公募増資の目的として、「グローバル化」、「メディア開発力の強化」、「ソリューション力の強化」を掲げています。「グローバル化」は、米国西海岸（サンフランシスコ周辺）に情報収集及び開発拠点を設置し、米国MITメディアラボへの協賛と最先端の研究開発に参画することで、急成長を続けるソーシャルメディア関連企業への投資と事業開発を加速していく計画です。「メディア開発力の強化」は、ソーシャルメディア開発のスタンダードとなりつつあるアジャイル開発（※）手法を導入し、海外の新規メディアサービスの国内ローカライズと国内発の自社メディア開発力を強化して参ります。「ソリューション力の強化」は、スマートフォンを代表とするインターネット接続端末の多様化に対応するために、ユニバーサルサービスとしての決済システムのオペレーション力を強化して参ります。今回の資金調達は、(株)カクコムや米国Twitter社に続く新しい有望なサービスを提供する企業を発掘するための投資や、ソーシャルメディアを活用した新たなサービスシステムの開発投資といった、当社の中期計画実現に不可欠な戦略を実行するための資金需要に対応するものであり、当社の長期的な成長ポテンシャルを高め、企業価値向上に資するものと考えております。

このように、当社グループは、グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来的なグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の向上を目指しております。

（※）アジャイル開発とは、アプリケーション等を短いサイクルで分析、設計、実装、テスト、リリースを行い、これを繰り返しながらサービスを構築/ブラッシュアップしていく開発手法です。ビジネスサイドの判断とエンジニアリングサイドの実装が一体となったサービス構築を行うことが可能となるメリットがあります。

2. 本方針導入の目的

本方針は、以下のとおり、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保することを目的として導入するものであります。

当社は、当社株式の売買は市場に委ねるべきものと考えており、当社株式の大量買付行為を行う大量買付者による当社株式の買付要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも当社グループの企業価値を毀損するものではなく、それが当社グループの企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、わが国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株券等の大量の買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま行われる事例も見受けられ、今後もそのような事例が生じる可能性は否定できません。当社と致しましては、こうした事態が拡大した場合には、株主の皆様が大量買付者による買付要請に応じるか否かについて、十分な判断を行うだけの時間及び情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

また、継続性を維持した当社グループの企業価値向上の目的を達成するためには、当社グループの各事業会社の当社グループにおける位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

当社と致しましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、前述のような当社及び当社グループの特性を踏まえた上で十分な情報と時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社グループの企業価値を向上させ、株主の皆様の共同の利益を確保することによって不可欠であると考えております。

なお、平成23年6月30日現在における当社の大株主の状況は、添付資料1に記載のとおりであり、当社の役員及びその関係者が当社の上位株主を占めているものの、当社の株主の分布状況は広範囲にわたっております。また、当社は上場会社であることから、当社の役員及びその関係者の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、各々の事情に基づき、今後、当社株式について譲渡その他の処分が行われる可能性も否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の役員及びその関係者の保有比率が低下し、株式の流動性がさらに増大する可能性も否定できません。実際に、当社の役員及びその関係者の保有比率は、平成23年6月30日開催の当社取締役会において承認可決された公募増資、株式売出し及び第三者割当増資の実施により低下し、株式の流動性が増大しております。これらの状況から、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する当社株券等の大量買付行為がなされる可能性があるものと考えております。

当社は、現時点において当社株券等が大量買付者により大量買付行為の対象とされているとの認識はございませんが、今後、当社グループの企業価値を損ねる可能性があると思われる大量買付行為が行われた場合に、①大量買付者による大量買付行為の目的が株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがあるものであるか否か、②大量買付者の大量買付行為が株主の皆様当社株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により大量買付情報として十分な情報が提出されているか否かなどを検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することにより、当社グループの企業価値が不用意に毀損され、株主の皆様にとって予想外の不利益が生じることを未然に防止するため、本方針を導入しようとするものであります。

3. 大量買付行為への対応の枠組 — 大量買付ルール

当社が提示する大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）は、大量買付者は、①事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後のみ、大量買付行為を開始する、というものです。具体的な大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為を行おうとする場合に、事前に当社代表取締役宛に、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書（注4）を提出していただくこととします。当該意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。なお、当社取締役会は、大

量買付者からの意向表明書を受領した際は、速やかに必要な情報の開示を行います。

(2) 特別委員会

当社は、大量買付ルールの運用の適正性を確保するために、また当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を守るべく一定の方策をとる場合における、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。本方針継続時における特別委員会の委員には、小見山満氏、高中正彦氏、武邑光裕氏が、それぞれ就任する予定となっております（各委員候補者の氏名及び略歴については添付資料2「特別委員会委員の紹介」をご参照ください。）。

特別委員会は、以下の(3)に従って、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断及び以下の4.に記載する対抗措置の発動の是非について、添付資料3「特別委員会に関するガイドラインの概要」に従って当社取締役会に勧告等を行います。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、以下の4.に定める対抗措置の取扱いを最終的に決定致します。

(3) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対し、株主の皆様のご適切な判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、前述の意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者に提出していただく大量買付情報のリストを交付致します。当該リストの項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ⑤ その他当社取締役会が必要と考える情報

なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他の情報のうち、株主の皆様のご大量買付行為に対する賛否の判断に必要であると判断したものがある場合は、その全部又は一部を公表致します。

(4) 当社取締役会による評価・検討期間

当社取締役会は、当該大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に資するものか否かを判断するに当たり、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等で構成される第三者機関の助言も受けながら、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成及び代替案の立案等を行います。そのためには、大量買付者からの大量買付情報の開示が完了した後、以下に示すような時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が必要であると考えており、大量買付行為はこの評価期間終了後にはのみ実施されるものとします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間
- ② その他の買付けの場合は90日間

4. 対抗措置の取扱い

(1) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付ルールは、当社の経営に影響力をもちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するという観点から、株主の皆様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。

従って、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動の決議は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の①ないし⑤に掲げたような、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合であり、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は添付資料4に記載のとおりと致します。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価を釣り上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置をとることが相当ではないと判断された場合には、特別委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものと致します。対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(2) 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保を目的とし、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとります。なお、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割

当てを行う場合の概要は、添付資料4に記載のとおりと致します。

(3) 株主総会の開催

上記(1)「大量買付ルールが遵守された場合」に記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則と致しますが、本方針に従った対抗措置発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は特別委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様を直接確認することができるとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものと致します。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

5. 株主・投資家の皆様にご与える影響等

(1) 大量買付ルールが株主・投資家の皆様にご与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が必要な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたように、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様にご与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び株主の皆様を共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者及びその特定株式保有者等など添付資料4の7の行使条件により新株予約権を行使できない者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行った場合、新株予約権の行使又は当社による取得についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりです。

① 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせ致します。

② 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きをとれば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の株主名簿に記録された株主の皆様へ割当てを行うこととなりますので、株主名簿への記録が未了の株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当基準日までに、株主名簿への記録が可能となるよう振替手続きを完了していただく必要があります。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降権利行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本方針の合理性を高める仕組みについて

本方針の継続に関しては、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、以下6.に記載のとおり、平成26年に開催予定の当社第19回定時株主総会までとすることにより、約3年後に本方針を再度検討する機会を設けております。このように、本方針の継続、更新及び継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものとしております。さらに、当社取締役会が本方針を廃止する旨の決議を行った場合には、有効期限の満了前であっても、その時点で本方針は廃止されるものとされております。

また、対抗措置の発動に関しても、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による支配権の取得が、当社グループの企業価値を毀損し、株主の皆様の共同の利益を損なう可能性があるか否かを客観的な基準に従って検討することとしております。

さらに、上記4.(3)「株主総会の開催」に記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

従って、当社は、本方針について、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も会社法その他買収防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等の動向を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するために、買収防衛策としての合理性を高めていくための制度設計に尽力してまいります。また、金融商品取引法の改正その他法令の改正による法令名及び必要な条項の読み替え、改正箇所への反映等については、当社取締役会において行いうるものとしします。

6. 本方針の有効期限

本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られ、本方針が継続された場合、その有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までとし、その継続については、当社第19回定時株主総会において株主の皆様の意思を確認することとします。当社第19回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本方針は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時をもって失効致します。なお、本方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本方針は、その時点から将来に向かって廃止されるものと致します。

注1：特定株式保有者等

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合

(i) 特定株式保有者等が、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

(ii) 特定株式保有者等が、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

(i) 又は(ii)の各株券等保有割合の算出において、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：意向表明書

株主の皆様に対して適切な情報の開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同趣旨の観点から日本語の意向表明書を正本として取り扱います。

以 上

添付資料 1

平成23年 6 月30日現在の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
林 郁	東京都渋谷区	42,359	22.75
T I S(株)	東京都港区海岸一丁目14番5号 TIS竹芝ビル	9,898	5.32
ジェーピーモルガンチェース オープンハイマー ジャスデック レンディング アカウント (常任代理人 (株)三菱東京UF J銀行決済事業部)	6803 S. TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号)	8,000	4.30
大阪証券金融(株)	大阪府大阪市中央区北浜二丁 目4番6号	6,907	3.71
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ(株)	大阪府大阪市北区梅田二丁目 5番25号	6,872	3.69
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリテ イ ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号)	6,604	3.55
バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド 1 3 1 7 0 5 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行決済営業部)	67 LOMBARD STREET LONDON EC3P 3DL, UK (東京都中央区月島四丁目16 番13号)	5,508	2.96
六彌太 恭行	東京都杉並区	5,481	2.94
ビービーエイチ ブイアイピー コ ントラファンド インフォ テク サブ (常任代理人 (株)三菱東京UF J銀行決済事業部)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号)	3,663	1.97
(株)ジャストプランニング	東京都大田区西蒲田七丁目35 番1号	3,276	1.76
計	—	98,568	52.93

※ 当社は、平成23年7月19日付けで公募増資を実施し、28,000株を発行し、また、平成23年8月9日付けで野村証券(株)を割当先とする第三者割当増資を実施し、4,000株を発行したこと等により、平成23年8月26日現在の発行済株式総数は219,084株となっております。

以 上

添付資料2

特別委員会委員の紹介

小見山 満 (こみやま みつる)

略 歴： 昭和52年 4月 ピート・マーウィック会計事務所（東京）入所
昭和55年 3月 公認会計士登録
昭和55年 9月 税理士登録
昭和56年 8月 ピート・マーウィック会計事務所（LA）入所
昭和58年 7月 米国公認会計士登録
昭和59年 11月 小見山公認会計士事務所開設
平成6年 6月 東京税理士会 国際業務相談室相談員（現任）
平成19年 4月 慶應義塾大学大学院 特別招聘教授（現任）
平成22年 7月 日本公認会計士協会 副会長（現任）

高中 正彦 (たかなか まさひこ)

略 歴： 昭和54年 4月 弁護士名簿登録・東京弁護士会入会
平成3年 4月 日本弁護士連合会調査室室長
平成12年 4月 東京弁護士会副会長
平成12年 4月 日本弁護士連合会常務理事
平成13年 4月 東京地方裁判所調停委員（現任）
平成17年 6月 荏原ユーザライト㈱監査役（現任）
平成19年 4月 東海大学法科大学院非常勤講師
平成20年 5月 法務省日弁連・外国弁護士制度研究会委員
平成22年 4月 日弁連・業際・非弁問題等対策本部本部長代行（現任）
平成23年 6月 日弁連・弁護士制度改革推進本部本部長代行（現任）

武邑 光裕 (たけむら みつひろ)

略 歴： 昭和61年 4月 日本大学芸術学部専任講師
平成7年 2月 京都造形芸術大学情報デザイン科助教授
平成7年 4月 京都造形芸術大学図書館長
平成8年 4月 京都造形芸術大学メディア美学研究センター所長
平成11年 4月 東京大学大学院新領域創世科学研究科
環境学専攻人間環境学メディア環境学分野助教授
平成14年 4月 財団法人デジタル・コンテンツ協会 評議員（現任）
平成18年 4月 札幌市立大学デザイン学部教授（現任）
平成18年 4月 札幌市立大学付属図書館長
平成19年 4月 北海道大学大学院観光創造研究科非常勤講師（現任）
平成22年 4月 NPO法人 都市文化創造機構理事（現任）

以 上

特別委員会に関するガイドラインの概要

このガイドラインは、大量買付者が現れた場合において、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非（以下「対抗措置発動の是非」という。）について、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりである。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、当社取締役会は、その決議に基づいて、当社の社外監査役、外部の弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等の中から特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による権限

特別委員会は、大量買付者から提供される情報が大量買付情報として十分か否かの判断及び対抗措置発動の是非（対抗措置の中止又は撤回の是非についても含む。）について、当社取締役会に勧告等を行うものとする。なお、当社取締役会は、かかる勧告等を最大限尊重の上、取締役会決議を行うものとする。

3. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置発動の是非について勧告等を行うに際し、①大量買付者の目的等が株主の皆様への共同の利益を損なう恐れがある者であるか否か、②大量買付者の買付けが株主の皆様へ当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により大量買付情報として十分な情報が提出されているか否か、④大量買付者が株主の皆様へ提示したよりも有利な条件を株主の皆様にもたらすために、当社が大量買付者との間で交渉を行うことが必要となるか否か、⑤当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑥発動しようとする対抗措置が買取防衛策として相当なものか否か等を基準として判断するものとする。

4. 特別委員会による請求

特別委員会は、前項に定める事項を検討するに際し、当社取締役会に対して、①大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含む。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含む。）、②大量買付行為の目的、方法及び内容、③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け、④大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画、⑤その他当社取締役会が必要と考える情報の開示・提供を求めることを要請することができるものとする。

5. 特別委員会に対する助言等

特別委員会は、対抗措置発動の是非を検討するに際し、弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等から助言を求めることができるものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。ただし、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認の上、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

7. 変更

このガイドラインの変更は、特別委員会の決議により行うものとする。

以上

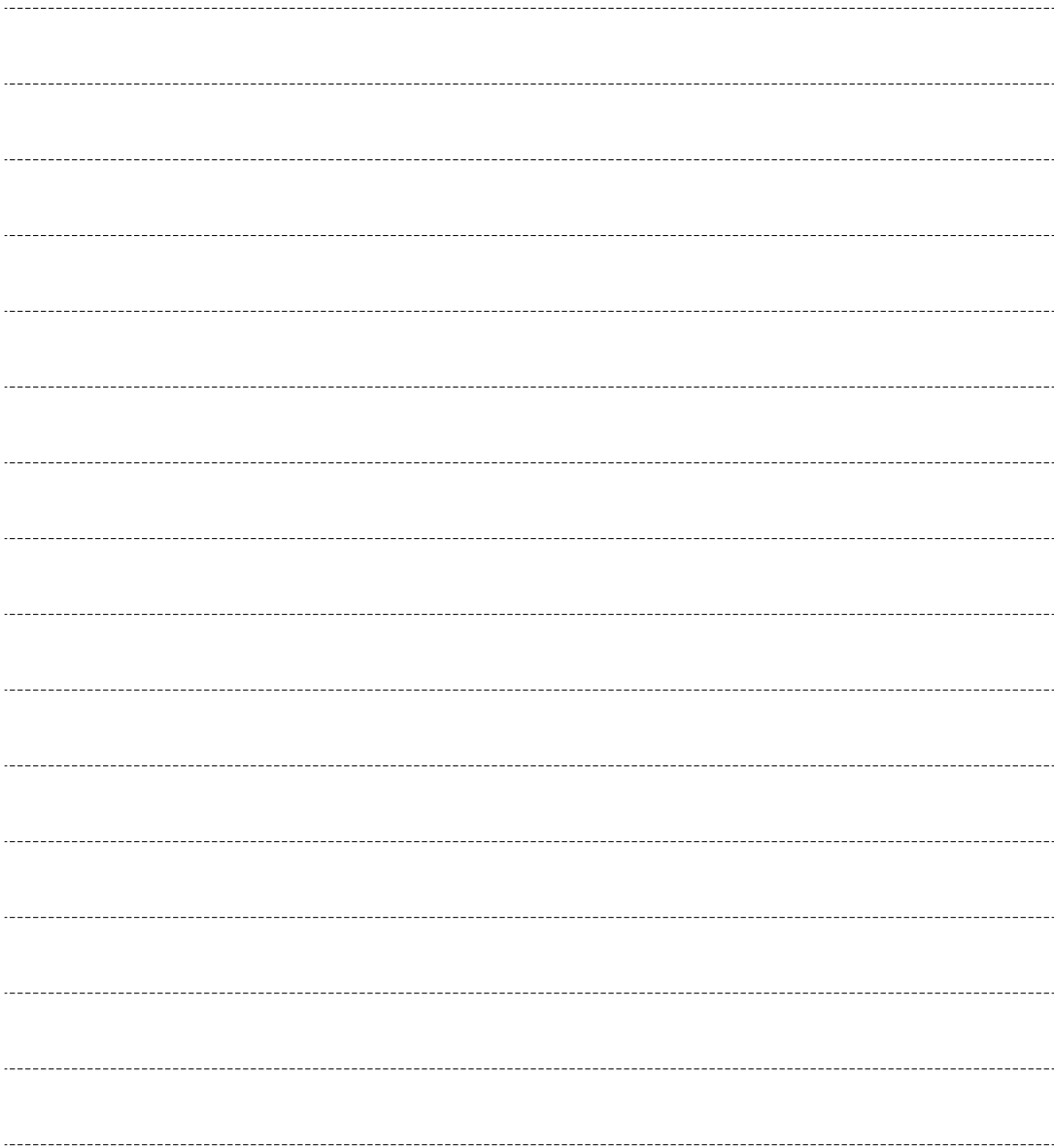
新株予約権の概要

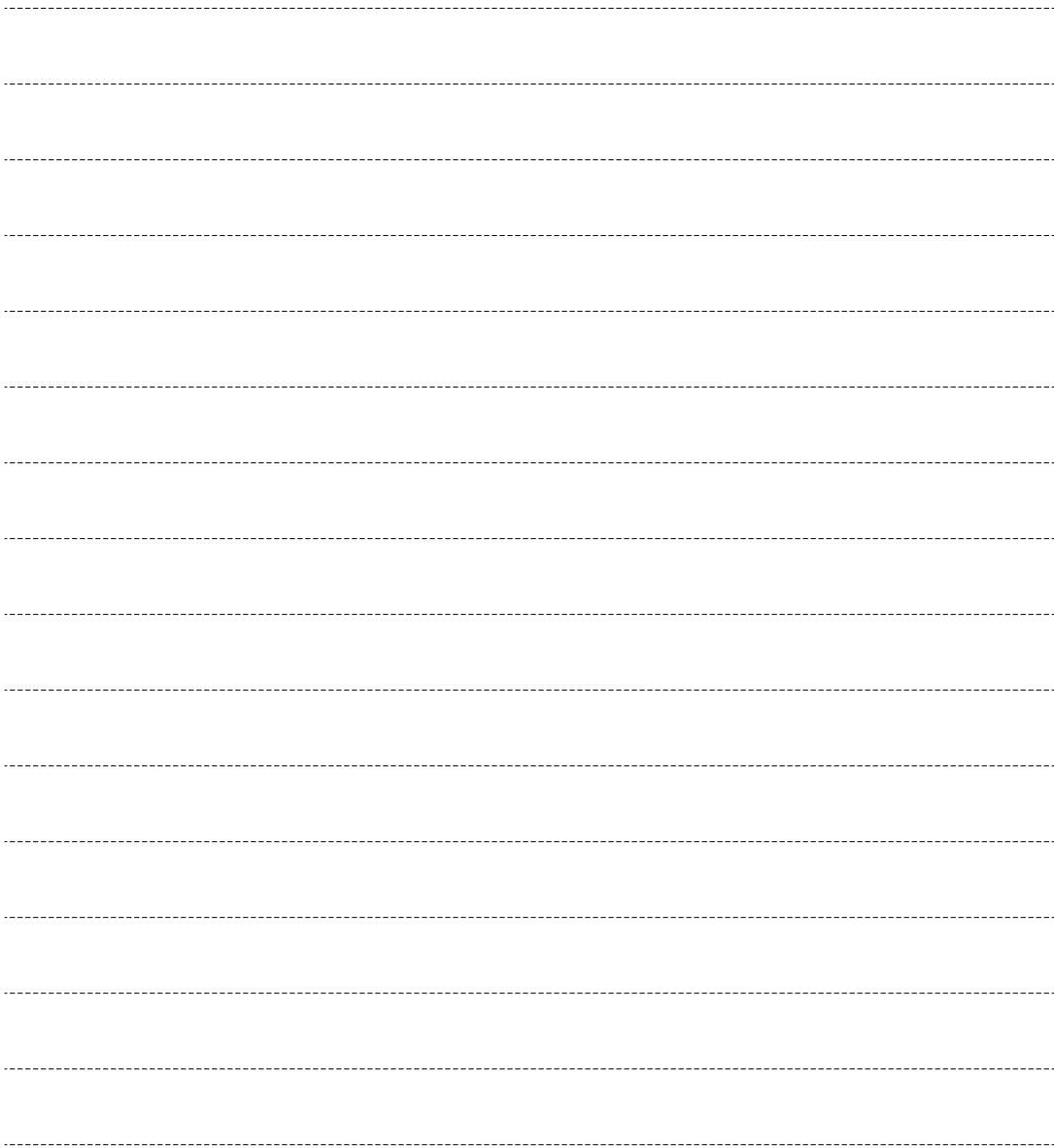
1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行う。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所用の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当社普通株式1株当たり金1円以上とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できないものが有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上

メ モ

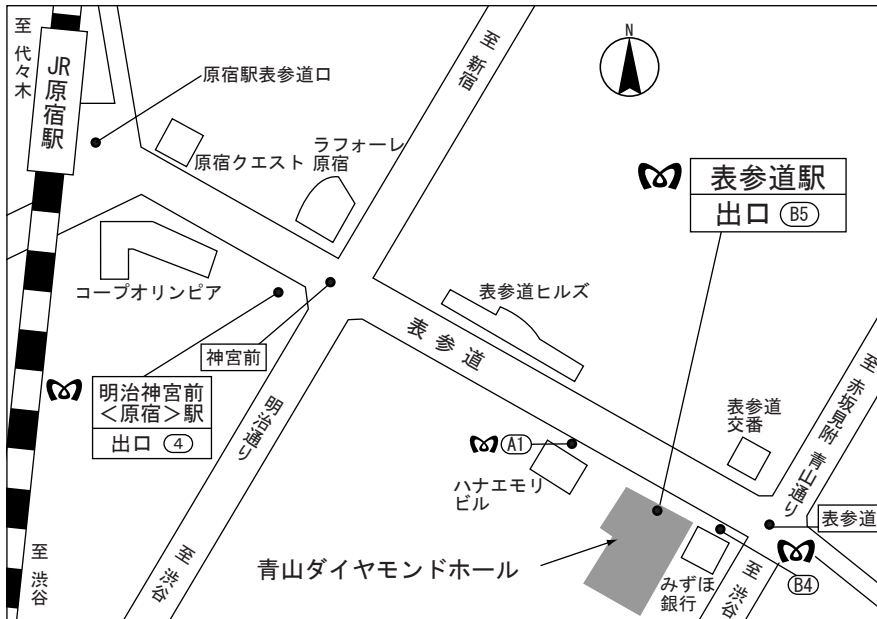
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.





株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール（1階「ダイヤモンドルーム」）



■交 通

- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線表参道駅下車 [B5]出口直結
- ・地下鉄副都心線明治神宮前<原宿>駅下車 [4]出口徒歩7分
- ・JR山手線原宿駅下車 表参道口徒歩10分

(駐車場の用意は致していませんので、お車でのご来場は、
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)